

京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第65号

京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(連絡調整の状況の報告)

第1条 京都市地域コミュニティ活性化推進条例（以下「条例」という。）第15条第1項（同条第3項並びに条例第17条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）

の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

(1) 報告者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 共同住宅等（条例第14条各号列記以外の部分に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。）の名称及び所在地（条例第17条第3項及び第5項において準用する条例第15条第1項の規定による報告にあつては、報告に係る土地の所在地）

(3) 行為の種別

(4) 共同住宅等の住戸の数（条例第17条第3項及び第5項において準用する条例第15条第1項の規定による報告にあつては、報告に係る土地の面積及び区画の数）

(5) 連絡調整（条例第15条第1項に規定する連絡調整をいう。以下同じ。）の状況

(6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、条例第16条第2項（条例第17条第7項において準用する場合を含む。）の規定による報告について準用する。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(連絡調整の申出)

第2条 条例第15条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。

(1) 申出者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

(2) 共同住宅等の名称及び所在地

(3) 申出に係る事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

(4) 連絡調整を求める事項

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、条例第17条第4項の規定による申出について準用する。この場合において、前項第2号中「共同住宅等の名称及び」とあるのは「申出に係る土地の」と読み替えるものとする。

本則に次の1条を加える。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例（平成30年11月9日京都市条例第25号）附則第2項又は第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における連絡調整担当者（同条例による改正前の京都市地域コミュニティ活性化推進条例第15条第1項に規定する連絡調整担当者をいう。）の届出については、なお従前の例による。

(文化市民局地域自治推進室)